

先行政令指定都市の行政区画編成基準

| | | 札幌市 | 仙台市 | さいたま市 |
|----------------|----------------------------------|--|--|---|
| 指定年月日 | | 昭和47年4月1日 | 平成元年4月1日 | 平成15年4月1日 |
| 区数及び区名 | 指定時 | 7 中央、北、東、白石、豊平、南、西 | 5 青葉、宮城野、若林、太白、泉 | 9 西、北、大宮、見沼、中央、桜、浦和、南、緑 |
| | 現在 ()内は分区した元の区名、<>内は合区した元の区名 | 10 中央、北、東、白石、豊平、南、西、厚別(白石)、手稲(西)、清田(豊平) | 5 青葉、宮城野、若林、太白、泉 | 10 西、北、大宮、見沼、中央、桜、浦和、南、緑、岩槻 |
| 区の編成基準 | | 行政区再編成に関する基本方針 札幌市のみ指定当時の編成基準を入手できず、分区時の再編成基準を参考として記載した。 | 区割り編成にあたっての一般基準 | 行政区画を検討する上での基本的留意点について |
| 編成にあたって考慮した基準 | 人口規模 | 15万人前後。超えても20万人を大幅に上回らない程度。適切な行政効率を確保するとともに公平で均衡ある行政サービスを提供できる規模、市民活動にとっても近隣との連帯感や区民意識を醸成し維持しつづける上で適正な規模である。 | 10～20万人 都市行政の効率性、行政サービスの浸透性等の見地から | 先進政令市では、おおよそ10～20万人を規模としているところが多い。これら経験則を参考に、現在の人口と将来の人口の見通しの両方を考慮することが望ましい。 |
| | 面積規模 | 概ね時間距離20分程度で区の中心地に到達できる面積範囲とすること。 | 区役所までの時間距離が公共交通機関によって概ね30分程度におさまる地域範囲 | 区役所までの時間距離が公共交通機関によって概ね30分程度。 |
| | 地形、地物 | できるかぎり明確な地形地物によって分割すること。 | 行政区の境界は、明瞭な地域分断要素である地形、地物に沿って設定されることが望ましい。 | 地理的にみて自然な形状であるよう考慮することが望ましい。 河川、鉄道、道路などの地形・地物は、一般的な目標物であり、地域分断要素として考慮することが望ましい。 |
| | 地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情 | 地域形成の歴史的な経緯は尊重しなければならないが、再編成による新しい地域づくりにとって不都合が生じないこと。 | 伝統的な住民感情や生活上の利害・慣習などの歴史的事実は、できるだけ配慮尊重すべきである。 地域の性格が一体的、同質的である地域は、なるべく同一の行政区に含めることが望ましい。 | 従来の地域の歴史や伝統に対する住民感情を尊重しつつ、都市化による新たな住宅団地等の住民の志向も考慮することが望ましい。 地域の性格・慣習が一体的・同質的である地域については、その地区を分断することとならないよう考慮することが望ましい。 |
| | 町内会の区域、住民組織 | | 町内会等の住民組織、商店街については、可能なかぎり分断せず、同一の行政区に包括し、地域秩序を保持していくことが必要。 | 地域コミュニティ単位は可能な限り尊重し、住民自治組織の大幅な再編成を必要としない行政区域とすることが望ましい。 |
| | 学区 | | | 住民にとっての利便性から行政区画と通学区域は一致させることが望ましい。 |
| | 行政機関の所管区域の一致 | | 行政の効率性、市民の利便性から、一致することは望ましく、行政区画に一致するよう協力を要請していく必要がある。 | 国・県の出先機関などの所管区域（特に警察署・郵便局・電話局など）と行政区の区域は、市民の利便性や行政の効率性等から、可能な限り両者が一致することが望ましい。 |
| | 土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化 | | 都市計画は、将来の長期にわたる土地利用、都市施設の整備を展望するもので、将来の地域の一体性に大きな影響をもっており、行政区の設定に際して十分配慮することが必要である。 | 地域的性格（工業地域、商業地域、住宅地、農業地域等）で特質的なものは同一行政区内に存在させることが望ましいので、地域の性格を十分検討して境界を設定することが望ましい。 将来計画について可能な限り配慮・検討し、数年の内に行政区の再編成という事態を生じないよう考慮することが望ましい。 |
| | 選挙区 | | | |
| 住民の意向 | | | | |
| 旧市町村の区域、既存の町字界 | | | | |

先行政令指定都市の行政区画編成基準

| | | 千葉市 | | 静岡市 | | 広島市 | |
|----------------|----------------------------------|---|--|---|---------|--|-----------------------------|
| 指定年月日 | | 平成4年4月1日 | | 平成17年4月1日 | | 昭和55年4月1日 | |
| 区数及び区名 | 指定時 | 6 | 中央、花見川、稲毛、若葉、緑、美浜 | 3 | 葵、駿河、清水 | 7 | 中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸 |
| | 現在 ()内は分区した元の区名、<>内は合区した元の区名 | 6 | 中央、花見川、稲毛、若葉、緑、美浜 | | | 8 | 中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯(合併新設) |
| 区の編成基準 | | 編成にあたっての基準 | | 行政区画審議会における審議の経緯 (1) 行政区画の編成について | | 行政区画研究会報告書 | |
| 編成にあたって考慮した基準 | 人口規模 | 10～20万人(平均15万人) | | 20～25万人 | | 15～20万人 | |
| | 面積規模 | 区役所までの時間距離が公共交通機関で30分程度におさまる地域範囲 | | 標準的な面積規模の設定は行わない 広大な面積を有する(仮称)A区に現在設置されている井川支所は、そのまま存続させるべき。 | | 20km ² を基準 区役所への時間距離が20～30分におさまる地域範囲 | |
| | 地形、地物 | 河川、鉄道、主要道路等の地形・地物によって区分される地域は、地域としての一体的形成がなされる例が多く、十分留意する必要がある。 | | 安部川以東で(仮称)A区と(仮称)B区を区分する境界としては、明瞭な地物であるJR線によることを基本とすべき。 | | 行政区の境界は、道路、鉄道、河川などのような明確な地形地物によって画されることが必要である。 | |
| | 地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情 | 伝統的な住民感情があることを考慮し、それらをできるだけ配慮、尊重すべきである。 地域の性格が一体的、同質的である地域については、できるだけ同一の行政区の区域に含ませるよう配慮することが望ましい。 | | 「地域の社会的性格」特定重要港湾を中心に、長年にわたり都市形成を推進し、産業・経済活動を行ってきた区域の社会的性格を考慮し、旧清水市の区域を同一の行政区の区域にすべき 「市民の日常生活圏」地域の社会的性格、地形・地物、地縁的感情、通学区域等から形成される市民の日常生活圏を十分配慮すべき。 「沿革的事情」旧静岡・清水市、旧南藁科村と旧長田村の境界線を沿革的理由から尊重するとともに、旧清水市区域が、歴史的、沿革的事情から、市民の自治意識やまちづくりの範囲で一つの区域として意識されている事情等を踏まえ、これを区分せず、一つの行政区とする。 | | 国や県の出先行政機関や、高等学校などの教育機関においては郡域を管轄区界としているものが多く、郡域が一つの地縁的感情を醸成していることも十分に考慮されなければならない | |
| | 町内会の区域、住民組織 | 町内自治会などの住民組織は、できる限り分断せずに同一の行政区の区域の中に包括し、地域秩序を保持し得るように配慮すべきである。 | | 従来のコミュニティの尊重の観点から、町内会・自治会組織の区域に十分な配慮を払うこととした。 | | | |
| | 学区 | 理想的には、通学区域は行政区の区域と一致することが望ましい。やむを得ず通学区域が複数の行政区にまたがる場合には、そのことにより通学区域が変更されることのないよう、特段の配慮が必要である。 | | 通学区域が区分されることとなる5小学校区について、児童・生徒はもとよりその世帯の実情等に合わせて、所要の経過措置等を当局に求めていく。 また、旧両市の境界部等の通学区域や町内会・自治会組織の区域との不整合の通学区域については、地元の意向を尊重しながら、実情に合わせた通学区域の再編等を当局に求めることとした。 | | | |
| | 行政機関の所管区域の一致 | 行政の効率性、市民の利便性から、一致することは望ましい。特に郵便局、警察署の所管区域とはできるだけ一致させるよう配慮すべきである。 | | 昭和39年から平成9年まで旧静岡市区域において設定されていた保健所の管轄区域や、現行の郵便局、法務局、警察署等の関係行政機関の管轄区域等を尊重することとした。 なお、一部不適合の地区については、関係行政機関に対して、行政区画との整合を図っていくよう要請していくことを当局に求めていく。 | | 既存の社会的行政的組織の所管区域という区切りも可変的ではあるにせよ住民になじんでいるので十分に尊重されなければならない | |
| | 土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化 | 行政区の設定にあたっては、現在は未開発地域であっても、将来、現在の市街地域に連たんして市街地や住宅地が開発される計画がある場合には、このことについても、留意すべき。また、民間の開発動向についても十分に配慮すべき。 都市計画等の行政計画上の地域区分については、行政区の設定の際、十分配慮するものとする。 | | 「交通体系」各区の交通体系の整備が必要であり(仮称)B区については、区役所が新設となることから、区制施行時までにはバス路線の再編が必要である。 「将来の都市計画、発展動向等」安部川以東のJR以南の区域と旧長田村の区域が、今後一体の区域として一層の基盤整備を推進していく必要があり、さらには、地域内に存する歴史的な拠点施設の連携を図っていく等の観点から、これらの区域を一つの行政区とする。 | | 土地利用については、単に現状のみならず将来の発展方向を重視しなければならない。 | |
| | 選挙区 | | | 旧静岡、清水両市の境界線を沿革的事情として、基本線としたため、国の従前の選挙区をそのまま存置要することになった。 | | | |
| | 住民の意向 | | | 審議の過程で開催した10か所の地区説明会で寄せられた市民意見等を十分に検討した上で結論に至った。 | | | |
| 旧市町村の区域、既存の町字界 | | | 旧静岡、清水両市の境界線を基本線とするとともに、既存の町字界については、全て尊重することとした。ただし、既存の町字界を尊重することで、かえって不整合を存続させることとなりうる箇所もあるので、地元の意向を十分尊重しながら、既存の町字界の区域の変更等所要の対応を当局に求めていく。 | | | | |

先行政令指定都市の行政区画編成基準

| | | 福岡市 | 川崎市 | 横浜市 |
|----------------|----------------------------------|---|---|--|
| 指定年月日 | | 昭和47年4月1日 | | 昭和31年9月1日 |
| 区数及び区名 | 指定時 | 5 東、博多、中央、南、西 | 5 川崎、幸、中原、高津、多摩 | 10 鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚 |
| | 現在 ()内は分区した元の区名、<>内は合区した元の区名 | 7 東、博多、中央、南、西、城南(西)、早良(西) | 7 川崎、幸、中原、高津、多摩、宮前(高津)、麻生(多摩) | 18 鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、港南(南)、旭(保土ヶ谷)、緑(港北)、瀬谷(戸塚)、栄(戸塚)、泉(戸塚)、青葉(港北、港)、都筑(港北、港) |
| 区の編成基準 | | 政令指定都市移行時の区設定の基準 | 行政区画審議会答申に向けた基準要綱 | 線引きの基本的方針 |
| 編成にあたって考慮した基準 | 人口規模 | 10～15万人 | 人口規模は、昭和60年を目標として設定する。(諮問・答申は昭和46年) 市民権利の保障、平等性、市民参加等行政サービスの公平を考慮する。 | 30万人程度まで |
| | 面積規模 | | 区役所までの時間距離は、概ね30分以内を判断基準とする | 4区の各区の面積は分区前の2区の合計面積の20～30% (平成6年 16区 18区) |
| | 地形、地物 | 区域の形状が地理的な不自然さがないように考慮し、河川、道路、鉄道等明瞭な地形地物をできるだけ境界とすること。 | 区の区域の形状は、物理的に不自然でないようにする。 | 川や道路などの市民にとってわかりやすい地形を基準とし、線引きを作成する。 |
| | 地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情 | 住民生活上の利害、伝統、慣習等諸般の歴史的事実並びに住民感情もできるだけ配慮尊重すべきこと。 | 生活上の利害、伝統、歴史的沿革及び住民感情を配慮尊重する。 | |
| | 町内会の区域、住民組織 | | 原則として大字(町界)は分断しない。請願、陳情箇所及び行政上問題箇所については、住民の意思を尊重しながら、日常生活上の利便を優先させるため、今後速やかに解決を図る。 市民団体(住民組織)の大幅な再編成を将来するようなことは避ける。 | 再編成にあたっては、地域コミュニティをできるかぎり尊重することとする。 |
| | 学区 | 通学区と一般行政区とは、一応別個の制度であるが、できるだけ一致するよう配慮すべきこと。 | 行政区画と一致させることが望ましいが、将来的に一致を図る必要がある。 | |
| | 行政機関の所管区域の一致 | 他の行政所管区域も住民生活上密接な関連があるので、原則的には行政区画と一致することが望ましい。特に警察行政、郵便行政の所管区域については、一般住民の日常生活と密接な関係があるので、できるだけ一致させる方向で配慮すべきこと。 | 市民の利便性、円滑な行政運営を前提として、原則として行政区画と一致させることの要望を行う。 | |
| | 土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化 | 都市計画上の用途地域及び地域開発、街路網の整備計画等住民の生活環境上の接近度を十分考慮すべきこと。 | 用途地域、地域開発、街路網の整備計画、新開発(ニュータウン)・再開発(面開発)等を考慮する。多摩ニュータウン、港北ニュータウン等、隣接する市域外の都市化の影響を十分勘案する。開発の均衡を図り、規制市街地と発展地区との行政需要の質的な違いについて考慮する。 | |
| | 選挙区 | | 区域の社会的性格、地域の同一性、同質性を考慮する。 部分的地域の一体性、同質性の存在を尊重する。 | |
| 住民の意向 | | | | |
| 旧市町村の区域、既存の町字界 | | | | |

先行政令指定都市の行政区画編成基準

| | | 名古屋市 | | 京都市 | | 大阪市 | |
|----------------|----------------------------------|--|---|---|--|--|--|
| 指定年月日 | | 昭和31年9月1日 | | 昭和31年9月1日 | | 昭和31年9月1日 | |
| 区数及び区名 | 指定時 | 12 | 千種、東、北、西、中村、中、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南 | 9 | 北、上京、左京、中京、東山、下京、南、右京、伏見 | 22 | 都島、福島、此花、西、港、大正、天王寺、浪速、西淀川、東淀川、東成、生野、旭、城東、阿倍野、住吉、東住吉、西成、北、大淀、東、南 |
| | 現在 ()内は分区した元の区名、<>内は合区した元の区名 | 16 | 千種、東、北、西、中村、中、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南、守山(合併新設)、緑(合併新設)、名東(千種、昭和)、天白(昭和) | 11 | 北、上京、左京、中京、東山、下京、南、右京、伏見、山科(東山)、西京(右京) | 24 | 都島、福島、此花、西、港、大正、天王寺、浪速、西淀川、東淀川、東成、生野、旭、城東、阿倍野、住吉、東住吉、西成、淀川(東淀川)、鶴見(城東)、住之江(住吉)、平野(東住吉)、北<北、大淀>、中央<東、南> |
| 区の編成基準 | | 昭和47年「行政区再編成に関する調査報告書」 | | 他都市の調査研究報告による。京都市に確認するも、不明。(過去の膨大な資料を確認する必要がある、現時点では困難) | | 再編成基準 | |
| 編成にあたって考慮した基準 | 人口規模 | 10～20万人 区長がきめ細かい行政を行い、町内会、自治会その他市民団体の代表と日常的に意思を交流する場合の限度 | | 10万人 許容範囲は5万～20万人 | | 15万人程度 | |
| | 面積規模 | 区役所までの時間距離は30分程度 | | | | | |
| | 地形、地物 | | | | | 行政区の境界は、道路、鉄軌道、河川など明確な地形地物によって画されることが必要である。この場合、将来、大規模な道路等の建設計画がある場合には、それを考慮する必要がある。 | |
| | 地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情 | 行政区に含まれる一定の区域が、かつて市町村などの自治体を構成していたような場合には、地域の将来の発展方向をみさだめるとともに、沿革的事情について配慮しなければならない。 | | | | | |
| | 町内会の区域、住民組織 | | | | | | |
| | 学区 | 区の境界を定めるにあたっては、現に形成されているコミュニティとしての学区の区域を十分に尊重しなければならない。 | | | | 行政区は、社会的・政治的・行政的な単位としても、できるだけまとまりをもちうるよう考慮されなければならない。行政区の区域は、例えば、小・中学校の通学区域、選挙区、他の行政機関の管轄区域などと著しい不一致が生じないように、配慮されなければならない。 | |
| | 行政機関の所管区域の一致 | 他の公共機関の管轄区域と区の区域のあいだに著しい不一致を生じないようにすることが望ましい。 | | | | | |
| | 土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化 | | | | | 土地利用については単に現況のみではなく、将来の発展方向を重視する必要がある。 | |
| | 選挙区 | 区としては、同質の社会的性格をもっている地域を指定することが望ましい。 | | | | | |
| | 住民の意向 | 地域の住民の意向や感情を十分に尊重しなければならない | | | | | |
| 旧市町村の区域、既存の町字界 | | | | | | | |